



<著者>Profile

弁護士 橋本 昭夫

昭和47年に現在の橋本・大川合同法律事務所を開設。

以来、上場企業をはじめとする数多くの企業の顧問弁護士に就任し、労働問題や債権回収、M&A、民事再生事件など、企業を取り巻く様々な法律問題の解決に携わっている。

札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

## 雇用保険

**Q** 今まで一人で事業を担ってきまして、たが、事業も徐々に拡大してきたため、そろそろ人を雇おうかなと思っています。その場合、雇用保険に加入しなければならぬのでしょうか？

**A** 加入しなければなりません。

労働者を一人でも雇用していれば、雇用保険に加入しなければなりません。

**Q** パートの人を雇おうと思うのですが、それでも加入しなければなりませんか？

**A** パートの場合、①三十一日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること、および、②一週間の所定労働時間が二十時間以上であること、という要件が満たされる限り、加入手続をしなければならぬこととされています。

**Q** 「雇用保険」と一口に言いますが、どのようなものが支給されるのでしょうか？

**A** 雇用保険には大きく分けて、①求職者給付、②就職促進給付、③教育訓練給付、④雇用継続給付の四つがあります。

ります。

いわゆる「失業手当」と呼ばれているものは、①の求職者給付のうち、「基本手当」と呼ばれるもので、求職者給付には、そのほか、傷病手当や技能習得手当などがあります。

**Q** 失業手当（基本手当）がもらえるのは、どのような人ですか？

**A** 基本手当の受給要件は、①ハローワークに求職し、求職の申し込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても職業に就くことができない「失業の状態」にあること、②離職の日以前二年間に、被保険者期間が通算して十二カ月以上あること（ただし、②については、倒産・閉店など、特定受給資格者または特定理由離職者については、離職の日以前一年間に、被保険者期間が通算して六カ月以上ある場合でも良い）です。

したがって、就職しようとする意思や病氣などで就職する能力がない場合（①

を満たさない場合）や、離職の日以前の被保険者期間が②の期間に満たない場合は、基本手当は支給されません。

**Q** 失業手当（基本手当）はどのくらいの期間支給されるのでしょうか？

**A** 離職の理由や年齢、被保険者であった期間によって支給期間は異なります。

例えば、倒産などの理由で解雇された人で、被保険者であった期間が二十年以上かつ四十五歳以上六十歳未満の人の場合は、三百三十日の支給期間となりますが、同じく倒産などを理由として解雇された人でも、被保険者であった期間が一年未満の人の場合は、九十日間しか支給されません。

橋本・大川合同法律事務所

札幌市中央区北四条

西二十丁目一―二八

☎〇一―六三一―二三〇〇